

Miyoshi City News Release



令和5年8月1日

三次市みよし運動公園のネーミングライツパートナーを募集します

この度三次市は、安定的な財源の確保による持続可能かつ良好な施設運営及び市民サービスの向上等を目的とし、別紙募集要領のとおり、三次市みよし運動公園のネーミングライツパートナーを募集します。

対象施設:三次市みよし運動公園
(三次市東酒屋町 10493 番地)

募集期間:令和5年8月1日(火)~10月2日(月)

《添付資料》三次市みよし運動公園ネーミングライツパートナー募集要領



広島県三次市

地域振興部 地域振興課 スポーツ振興係 (担当:田村、柁野)
TEL:0824-62-6553 FAX:0824-62-6235

三次市みよし運動公園ネーミングライツパートナー募集要領

三次市（以下「市」という。）は、三次市みよし運動公園への愛称の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の導入のため、命名権者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を次のとおり募集する。

1 目的

三次市は、次の目的を達成するため、この要項に掲げる市が所有する施設等の愛称の命名を行う権利（以下「ネーミングライツ」という。）の導入を図る。

- (1) 安定的な財源の確保による持続可能かつ良好な施設運営
- (2) 財源の活用による市民サービスの向上

2 対象施設の概要

- (1) 名称 三次市みよし運動公園
- (2) 所在地 三次市東酒屋町10493番地
- (3) 設置目的 市民の健康の増進、スポーツの推進及び体力づくりに資するとともに地域のコミュニティ活動その他の市民活動の場を提供する。
- (4) 指定管理者 みよし地域協働・コミュニティ形成パートナーズ
(構成団体 株式会社セイカスポーツセンター、鹿島建設株式会社、株式会社グリーン工房、有限会社島原造園、株式会社西尾園芸、東洋グリーン株式会社)
- (5) 施設の概要
 - ① 野球場（公募愛称：三次きんさいスタジアム）
 - ア 内野スタンド 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 地上2階，地下2階
 - イ フィールド 内外野人工芝（ロングパイル人工芝）及びアンツーカー
約12,800㎡，両翼100m，センター122m
 - ウ 外野スタンド 天然芝張
 - エ スコアボード LED付磁気反転式
 - オ 照明塔 4基 平均照度（全灯） 内野2,000ルクス，外野1,200ルクス
 - カ 収容人員 約16,000人
(内野座席8,000人，外野芝生席8,000人)
 - キ 地下練習場 35m×34m 全面人工芝
 - ク ブルペン 一塁側，三塁側各1箇所
 - ② 陸上競技場（公財）日本陸上競技連盟第3種公認陸上競技場
 - ア トラック 全天候型400m トラック8レーン〈夜間照明〉
 - イ インフィールド 天然芝 約106m×71m
 - ウ 照明塔 4基（300ルクス～1,000ルクス）
 - エ 附属設備 シャワー室付ロッカールーム、電光掲示板、メインスタンド、サブスタンド
 - オ 収容人数：約10,000人

③ テニスコート（屋内，屋外）

- ア コート数 12面（屋内4面、屋外8面）
- イ コート面 全面砂入り人工芝
- ウ 屋内コート 長さ約45m×幅約7.2m
- エ 屋外コート 長さ約14.2m×幅約4.0m
- オ 夜間照明（屋外8面） 屋内4面は公式競技可能

④ 運動広場

- ア 施設面積 長さ約170m×幅 約120m マサ土舗装
- イ 夜間照明 6基
- ウ 対象競技 少年サッカーコート4面 一般サッカーコート2面 ソフトボール4面

⑤ みよしあそびの王国

複合型遊具広場

⑥ トライアルパーク

- ア 面積 約250㎡
- イ 夜間照明 2基
- ウ セクション (ア) コンクリートセクション (イ) 枕木セクション
(ウ) タイヤセクション (エ) 岩場セクション

⑦ スケートパーク

- ア 面積 約2,000㎡
- イ 夜間照明 6基
- ウ セクションA 6基（クォーターランプ、ヒップクォーター等と呼ばれる鉄骨造構造物）
- エ セクションB 7種類（バンク等と呼ばれるコンクリート構造物）

3 ネーミングライツの条件

(1) 愛称使用期間及び命名権料

① 愛称使用期間

契約の日から令和11年3月31日まで

② ネーミングライツ料

最低希望価格 2,000,000円/年

支払期限 毎年度 3月31日

年度途中でネーミングライツの契約を締結した場合の当該年度のネーミングライツ料は、1年間の契約金額を日割計算し算出する。

(2) 愛称の内容

- ① 市の財産の公共性を損なうおそれがないもので、三次市広告掲載要綱（平成16年三次市告示第6号）及び三次市広告掲載基準の規定を順守したものとする。
- ② 愛称は、みよし運動公園及び公園内の前項第5項各号に掲げる施設（以下「公園及び公園内各施設」という。）にそれぞれ個別の愛称として付与することがで

きる。

- ③ 公園及び公園内各施設に、法人名、商品名等を冠した愛称を付与し、公園及び公園内各施設の名称として使用する。公の施設であるため、親しみやすさや呼びやすさがあり、市民や施設利用者に理解が得られ、かつ、施設の設置目的にふさわしい愛称とすること。

(3) 愛称を使用する際の留意事項

- ① 条例に規定する施設の名称は変更せず、施設の愛称として使用する。
- ② 近隣の他の施設と混同しない愛称とする。
- ③ ネーミングライツ導入時の指定管理者と競合または混同する名称等は、使用できないものとする。
- ④ ネーミングライツは、他社に譲渡、貸与できないものとする。
- ⑤ 契約期間中の愛称の変更は、できないものとする。
- ⑥ 決定した愛称及びロゴマークに関する知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）は、市が無償で使用できるものとする。
- ⑦ 野球場の愛称は、公募愛称である「きんさい」を使用した愛称としなければならないものとする。

(4) ネーミングライツの内容

- ① 導入施設の敷地内外の看板、サイン（以下「看板等」という。）の愛称表示の変更及び新規設置等
- ② 道路標識等の愛称表示への変更等
- ③ 印刷物の愛称表示への変更等

4 愛称使用に伴うネーミングライツ料以外の費用の負担

ネーミングライツ導入に伴う次の各号に掲げるネーミングライツ料以外の費用の負担は、原則としてネーミングライツパートナーの負担とする。

- (1) 導入施設の施設内外の看板等の表示変更
- (2) 道路標識等の表示等変更
- (3) (1)及び(2)の変更の契約期間終了後の原状回復
- (4) (1)から(3)に起因する事由により第三者に損害を生じさせた場合の賠償等
- (5) 愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の賠償責任
- (6) 印刷物等の表示変更等

5 募集期間

令和5年8月1日（火）から10月2日（月）17時15分まで（必着）

6 応募資格

- (1) ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた団体であること。
- (2) 政治団体、宗教団体でないこと。

- (3) 衆議院議員，参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者が役員を務める団体でないこと。
- (4) 役員等（役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が，三次市暴力団排除条例（平成23年三次市条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 役員等が，暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) 応募書類の提出時点で，公租公課を滞納していないこと。
- (7) 指定管理者の事業目的と競合関係にない団体であること。
- (8) 三次市広告掲載基準第2条各号に規定する業種又は事業者でないこと。

7 申込方法

提出書類

- ・様式第1号 ネーミングライツパートナー申込書兼誓約書
- ・様式第2号 提案書
- ・登記事項証明書
- ・印鑑証明書で3か月以内に発行された原本
- ・直近3年分の事業報告書及び財務諸表の写し（貸借対照表，損益計算書，製造原価報告書及び一般管理費・販売費報告書。株主総会等で確定したもの。連結財務諸表を作成している場合でも申請する法人の個別財務諸表を提出してください。）
- ・三次市の滞納がないことの証明書で3か月以内に発行された原本

8 ネーミングライツパートナーの選定

(1) 優先交渉権者の選定

審査会を設置し，応募者から提出された申込書類一式を，次の審査項目について，総合的に評価を行い，優先交渉権者を選定します。

【審査基準】

審査項目	評価の視点	配点
愛称案・表示計画案	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や施設利用者にとっての親しみやすさ，分かりやすさ ・施設の設置目的との整合性 	30点
適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・財務状況から見た経営の安定性等 ・ネーミングライツ料の支払能力の有無 	10
地域貢献等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献活動の実績，今後の計画 	10
ネーミングライツ料	<ul style="list-style-type: none"> ・提案金額の妥当性 	50
		合計100点

(2) 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定結果を、令和5年10月にすべての応募者に書面で通知します。

選定理由については、非公表とします。

(3) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者に選定された応募者と契約内容について協議し、市と優先交渉権者の双方が合意した内容で、随意契約の方法により契約を締結しネーミングライツパートナーを決定します。

協議の過程で、優先交渉権者との合意の可能性がないと判断した場合は、協議を打ち切り、ネーミングライツの導入を中止することがあります。

9 契約締結及び契約保証金

(1) 契約締結及び公表

三次市会計規則及び三次市契約規則に基づき、契約を行います。契約締結後は、速やかにネーミングライツパートナーの法人名、施設の愛称、ネーミングライツ料及び愛称の使用期間等を市ホームページで公表し、市民及び施設利用者へ周知します。

(2) 契約保証金 免除します。

10 その他注意事項

(1) 申込書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とします。

(2) 申込書類に虚偽の記載をした場合は、提出された申込書類を無効にします。

(3) 提出された申込書類は、優先交渉権者決定以降も返却しません。また、関係機関に意見を聞く目的で使用することがあります。

(4) 必要に応じ、申込書類の内容について問合せをすることがあります。

【問合せ先】

三次市 地域振興部 地域振興課 スポーツ振興係

電話 0824-62-6553